

### 第39回議会報告会 第2部 市民との意見交換会（発言要旨）

日 時 令和4年5月7日（土）

場 所 中央公民館 講堂 同時オンライン配信

#### 【質問1】

知立駅周辺の飲食店の派手な看板の景観について、何か対策はしないのか。景観についての条例制定をお願いしたい。

#### 【回答1】

派手な看板があるという市民の声も聞いている。現在、知立駅前の賑わいづくりを市も積極的に行っていく中で、知立市の玄関口にふさわしい知立駅となるように、議会としても議論していければと考えている。

#### 【質問2】

本日の委員長報告を聞いての感想として、若者に対する施策が少ないように感じる。

#### 【回答2】

条例議案においては少ないように感じるかもしれないが、当初予算や補正予算の中にて若者に対する施策は多々あり議論をおこなっている。

また、議会の取り組みとしては、高校生への主権者教育として昨年度高校生議会を開催した。

**【質問3】**

ごみ袋が、バイオマスプラスチック製になると破れにくくなるのか。

ごみ袋の機械的強度は入札条件に入っているのか。今の袋は破れやすいので価格のこともあるが、ぜひ機械的性能を条件に入れて欲しい。市側で研究をしてほしい。

**【回答3】**

ごみ袋がバイオマスプラスチック製になると強度が増すかどうか、ということは今の時点で把握できていない。機械的強度が入札条件に入っているのか、当局に確認する。

**【質問4】**

スクールソーシャルワーカーが今年度より設置されるが、スクールソーシャルワーカーの役割と設置に至る経緯及び目的は。

**【回答4】**

いじめ、虐待、不登校など子どもたちを取り巻く問題は複雑化、深刻化している。現在スクールカウンセラーや心の相談員などの配置はあるが校内の制度であり対応には限界がある。そこで問題に福祉的な立場で取り組み、学校と家庭、また関連機関との橋渡し、問題の根本的な解決を図るスクールソーシャルワーカーの設置が求められてきた。今年度より1名の採用から始まるが、子供たち

に関わる深刻な問題の解決に向けて、大きな一歩と評価できる。スクールソーシャルワーカーは活用次第で効果が左右される。議会としても対象となる案件に対し慎重に取り組み、全国の活用事例の研究もしつつ有効な取り組みを検討する。また必要に応じ人員の拡充、事業の充実を求めていく。

**【質問5】**

子どもサポート配置事業について、子ども達、保護者そして教員も大変な思いをしている。「事業」でないと取り組みが出来ないのか。また、教育現場はどれほどの課題を持っていると認識しているか。

**【回答5】**

平成25年度から子どもサポート教員を各小学校に1人ずつ、平成26年度からは中学校にも1人ずつ配置し、特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた個性の伸長を図っている。指摘された通り、子ども達にとって、1日の遅れが大きなロスになるので、慎重に進める必要がある。

**【質問6】**

LGBT パートナーシップ条例について、パートナー条例、宣言などを条例化する話を聞くが、知立市議会に於いてどのような動きがあるか。

**【回答6】**

推進審議会やパブリックコメントの意見を踏まえた上で、LGBT などの性的

少数者への理解を含めた指摘・課題に対し、議会としても取り組みの方向性を示すプランの策定等について今後検討すべき課題である。

**【質問 7】**

知立市人権宣言に LGBTQ の項目があり同性婚に反対であり、トラディショナルな婚姻関係以外認めがたいがどうか。

**【回答 7】**

人権都市宣言を行うように何度か市に求めてきた。9月議会に上程されると聞いている。議案審議を通じて様々な意見を議員が述べていくうえで議論を深めたい。

**【質問 8】**

屋上の緑化対策は。

**【回答 8】**

現在のところ、補助金制度等はないが、生垣の設置に対する補助金制度はある。

**【質問 9】**

鉄道高架事業の今後は。

**【回答 9】**

いただいたご意見を参考に検討する。

**【質問 10】**

今後知立市にとっての空家・空地対策は。

**【回答 1 0】**

知立市内の空家は、全国的にみても少ない方、今後も空家・空地対策について検討していく。

**【質問 1 1】**

議員が任期途中で辞任したが、議会として何故辞めたのか。説明責任があるのでは。

**【回答 1 1】**

文書で当該元議員に説明責任を果たすため、説明する場を設けるようにとの申し入れがあった。当該元議員は、9月議会でも健康上の理由で議会を欠席し、12月議会でも同様の理由で一般質問を行わなかった。3月議会においても、同様の状態であり、議員継続は困難として、議長に「一身上の都合」を理由に辞職を申し出、議会の承認を得て辞職したものの。それ以上でもそれ以下でもない。

**【質問 1 2】**

先般の議員辞職に関して、公選の重さなどから考えると、説明責任など議会の対応が不十分ではないのかと思うが見解を。

**【回答 1 2】**

本会議や委員会に於いて、地方自治法に規定される悪しき行為がある場合は、厳格に懲罰が科せられ、最大は議員を失職させることのできる厳しい懲罰も規定されている。議会以外の議員活動は基本的には保障されており、問題や疑惑を招く疑いをおこした議員に対しての、議会としての対処できる権限は法的には規定されていない。

それでは不十分ということで、知立市議会では、平成24年4月1日から、議員政治倫理条例を制定している。この条例趣旨は、ひとつには、議員として市民の模範になり、疑惑を招く事をしない。今ひとつは、そのようなことをした場合は、倫理審査会を設置して、議員の辞職を促すという構成になっている。

今回の件は、経緯等の情報収集をして、本条例の手続きに沿った対応の必要論等の協議が進められる中で、当該議員から辞職願が出され、議会で可決された。議員としての最大の責任の取り方である、議員を辞職した以上、条例の趣旨から見極めても、この辞職により、議会としての対応は終結した、との合意が諮られたものである。

但し、代表民主制は、公選されることで、住民との直接の政治責任を負う制度である。その責任は、8月25日までの4年間の任期までであるという考え方や、辞職すればその時点までという考え方など、色々な考え方があり、非常に難しい側面もある。

制度的にみれば、公選された当該議員と住民の間には、制度に於ける責任の取り方や説明責任という関係性の課題は残っていると思うが、議会としては、これ以上踏み込んで制度的に対処できることはないものと考えている。

**【質問13】**

常任委員会は4つあるが、それぞれの所管はどのようになっているか。また、危機管理局の所管については、どの委員会にて審議されるのか。

**【回答13】**

常任委員会の所管は次のとおり。

(1) 企画文教委員会

- ア 企画部の所管に属する事項
- イ 総務部の所管に属する事項
- ウ 危機管理局の所管に属する事項
- エ 会計課の所管に属する事項
- オ 教育委員会事務局の所管に属する事項
- カ 監査委員事務局の所管に属する事項
- キ 他の委員会の所管に属しない事項

(2) 市民福祉委員会

- ア 福祉子ども部の所管に属する事項

イ 保険健康部の所管に属する事項

ウ 市民部の所管に属する事項

(3) 建設水道委員会

ア 建設部の所管に属する事項

イ 都市整備部の所管に属する事項

ウ 上下水道部の所管に属する事項

(4) 予算・決算委員会

ア 予算及び決算に関する事項

なお、危機管理局は上記にあるとおり、企画文教委員会の所管となる。また、特に重要な市政課題については、必要に応じて特別委員会を設置し、審議を行っている。

**【質問14】**

市として一番重要な子供の命、副反応に苦しめない為に、また何も知らないでワクチン接種させる保護者を後悔させないために意見を申し上げる。子供へのワクチン接種推進については疑問を感じる。それでもなお、子供へのワクチン接種を推進するということは、子供の命・将来より議員の立場が優先という考えで良かったか。

ウクライナ問題、安易に政府の言っていること信じて進めて良いのか、募金に



より武器を購入し人殺し加担をする羽目になる可能性もある。この点についてどのように考えているか。

**【回答 1 4】**

ワクチン接種については、まだまだ未知の部分もあるかと思うが、その時々でわかりうる最新の情報を元に専門家が英知を結集した専門的所見を踏まえた国の方針を基に進めていくことが、現実的で最善と考えている。子供の接種は、それを踏まえ、最終的には保護者やお子さん自身が判断されると思われる。

以上により、「子供の命・将来より議員の立場優先」とは考えていない。また、「政府の言っていることを取り上げ厚労省データは無視」とも思っていない。

なお、ウクライナ問題については、当市議会でも決議を可決しているとおり。ウクライナへの募金については、募金先の主旨等を勘案し、募金をされる人が検討の際、ご自身で判断されると思われる。

**【質問 1 5】**

3年前の県会議員選挙にて、選挙本部長まで務めた市長と応援を求められ当時の議長は当時の候補者を承認していたのか。応援をしていない議員もいたので、議会の総意ということはないと思うが、議会としてこの出来事を如何に考えるか。

**【回答 1 5】**

憲法において、思想の自由や信条の自由は憲法にて保障されていることを申し上げる。なお、市長や議員は、選挙に対しては、個の政治家として関わっている。

なお、市議会の組織体としては、選挙において関わることは一切ないし、申し上げることもない。